学校事務関連用語の解説

＜ア行＞

アカウンタビリティ（Accountability）

　説明責任という言葉は，一般にアカウンタビリティの翻訳語として用いられている。ある業務の委託を受けたものが，委託者にその業務の経過と結果を報告し，それによって委託者より対価の支払いを受けたり，ペナルティを受けたりする場合，その説明責務が存在する状態をアカウンタビリティという。したがってアカウンタビリティを単純に「説明をする責任」ととらえるのは間違いと考えられる。

ＮＧＯ（Non-Governmental Organizations　非政府組織）

　ＮＧＯは，民間人や民間団体のつくる機構・組織であり，国内・国際の両方がある。日本では，ＮＧＯという言葉が，国際的なものとして使われており，「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用される。

ＮＰＯ(Non Profit Organization 非営利団体組織）

　営利を目的としない民間団体の総称として使われる。企業などの営利組織は基本的に収益を株主などの関係者間で分配するが，ＮＰＯは収益が出れば分配せず，次の社会貢献活動に充当する。（財団法人，社会福祉法人，生協なども含まれる）

応当日

　発効日や年金開始などの各年の同月日（年応当日）あるいは各月の同日（月応当日）をいう。

勤務期間等算出するときの１か月の押さえの日

　(例)　９月２日～10月31日の勤務期間を算出してみると

　　　　９月２日～10月１日・・・・・・・・・１か月

　　　　10月２日（応当日）～10月31日・・・・30日　　　合計　１か月と30日となる。

「及び」と「並びに」

　この二つの言葉は，本来の意味としては差はないが，法令用語としては，「又は」と「若しくは」の場合同様，厳格に区別して用いられる。すなわち，普通の場合は，「大使及び公使」，「憲法改正，法律，法令及び条約」などと「及び」を使うが，接続の段階が２段になる場合は，小さい接続には「及び」を，大きい接続には「並びに」を用いることになっている。

　例えば，「国及び地方公共団体の公務員並びに公共企業体の役員及び職員」というようになる。

　接続の段階が３つ以上になる場合は，一番小さい接続だけに「及び」を用い，それより大きい接続は，いくつあっても「並びに」を使うのが，現在のやり方である。

＜カ行＞

回議（かいぎ）

　承認を求めるため，起案書を回覧すること。

会計年度任用職員

　　　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法改正により，臨時，非常勤職員の適性な任用・勤務条件を確保するため，会計年度任用職員制度が創設され，任用，服務規律等の整備を図るとともに，特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が図られることになった。それに伴い，令和２年４月１日以降，従来の「臨時・非常勤職員」については「臨時的任用職員」または「会計年度任用職員」として任用されることになり，任用の状況により地方公務員等共済組合法の適用となる。

介護保険

　平成12年４月から市区町村が主体となり，介護サービスの利用者に対して保険給付を行う新しい社会保険制度としてスタートしたもの。40歳以上64歳までが第２号被保険者，65歳以上が第１号被保険者となり，各々保険料を納める方法等が異なる。保険料は，第２号被保険者で健保組合があればその健保組合が徴収し，第１号被保険者等は住所地の市区町村に納付する。第１号被保険者が要介護となれば無条件に介護サービスが受けられるが，第２号被保険者は老化に起因する特定疾病により，介護が必要な場合のみサービスが受けられる。介護サービスを受けるには，いずれの場合も，市区町村での介護認定（要支援，要介護１～５の６段階）が必要である。

「改正する」と「改める」

ある法律を改正する場合に，その法全体をとらえて，その全部又は一部を改めるときは「改正する」を用い，その法令の中の個々の条項を改めるときは「改める」を使う。

改定差額

　毎年８月上旬ごろ，人事院が４月分の民間給与及び国家公務員給与の調査をし，その仕事の種類，役職階級，学歴，年齢等が同一条件であるものの給与を比較し（ラスパイレス比較），当該年度の給与改定の具体的な内容を決定し，国会及び内閣に対し給与勧告をする（「人事院勧告」略して人勧ともいう）。また，県人事委員会も国に準じて，県知事及び県議会議長に対し給与勧告を行う。

　両議会通過後，新給与と旧給与の差額を一括して12月下旬ごろに支給される。

ガイドライン（Guideline）

政策，施策などの指針。

学習指導要領

文部科学省が定める小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教育課程の基準，学習指導活動の指針。昭和22年国定教科書廃止にともない，初めて作成された。教科書はこれに基づいて編集される。

現行の学習指導要領は平成29年３月31日に告示され，小学校では令和２年度から，中学校では令和３年度から実施されている。

子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の育成，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。主体的・対話的で深い学びの実現に向け創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で，子供たちに生きる力を育むことを目指す。育成を目指す資質・能力として，知識及び技能が習得されるようにすること，思考力・判断力・表現力等を育成すること，学びに向かう力・人間性等を涵養することが掲げられている。道徳が特別な教科となったほか，小学校においては，中学年で「外国語活動」を，高学年で「外国語科」を導入し，小・中・高等学校一貫した学びで外国語能力の向上を図る。

確定申告

　税金に関する申告手続き。個人の場合は，その年の１月１日から12月31日までを課税期間として，その期間内の収入・支出，医療費，家屋の新築・増改築・売買，盗難や火災，寄付，扶養家族状況などから所得を計算した申告書を税務署へ提出し，納付すべき所得税額を確定すること。ただし，給与所得がある場合（会社員や公務員などの給与所得者）は，勤務先で年末調整により最終的な税額が計算されるため，一般的には確定申告の必要はない。

課税対象給与額

　給料，諸手当等の合計額（ただし，通勤手当の非課税額を除く。）。この金額から，所得税や住民税が計算される。

学級編制

学校で授業をするために，児童・生徒をいくつかの継続的な学習集団（＝学級）に組織することをいう。編制の基準には，学年・性別・人数・学業成績などがあげられる。ただし，当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないか，特別の事情がある場合には，数学年の児童・生徒を一学級に編制できる。

学級編制基準の弾力化

　平成13年度から始まった第７次教職員定数改善に伴う法改正では，学級編制の児童・生徒数の改善は見送られたが，都道府県教育委員会は，児童又は生徒の実態を考慮し，特に必要と認められる場合は，標準法を下回る基準で学級編制することが可能になった。

過年度

　年度を越えてしまうこと。

加　　配

　特定の学校に定員を上回って教職員を割り当てること。

寡婦・寡夫（かふ）

　夫（妻）と死別した人若しくは離婚した後婚姻をしていない人又は夫（妻）の生死が明らかでない人。

「官報」と「公報」

　ともに，公の機関が公表（あるいは公示，公告，公布）の手段として発行する機関紙のことである。「官報」は国立印刷局が発行している国の機関紙であり，その他の公の機関紙を「公報」という。

期　　間

　ある時点から他の時点までの時間的な隔たりをいう。

　（時間単位）時(間)以下の単位で期間を定めたなら（たとえば，今から３時間20分）そのときから計算し始め，定められた時間をそのまま計算する。

　（日単位）日以上を単位とした場合は，初日を入れず，次の日から計算し，その計算も月又は年が単位のときは，日に換算しないで暦に従って数える（「暦年的計算法」という）。週，月又は年の初めから起算しない場合は，最後の週，月又は年において起算日に応当する日の前日をもって，期間が満了する。たとえば，３月20日から期間を２か月といえば，起算日は21日で，満了日は５月21日の前日，５月20日である｡

　（月単位）月又は年を単位とする場合で最後の月に応当日がないと，その月の末日を満了日とする。たとえば，計算上，２月30日が満了日となる場合は，28日（うるう年では29日）が満了日となる。もし期間の末日が，祝日，日曜日その他の休日に当たり，その日には取引をしない慣習のある場合に限って，その翌日をもって満了日となる。

　例外として，戸籍の届出期間は届出の日から（戸籍法43条），年齢は出生の日から（年齢計算に関する法律）などがある。

規　　則

　規則は，自治立法の一種であるが，議会が制定するのではなく，長・行政委員会に制定権がある。規則には教育委員会規則のように，国の法律の委任に基づくものや条例施行規則のように上位法規に依拠するものも多いが，それらとは独立した内容の規則も制定でき，助成金の交付や過料制裁など，住民の権利義務にかかわる時効も規定できる。その他，重要な内部事項を規定する会計事務規則のような財務規則や職務代理者を定める規則などもある。

規　　程

　規程は，行政内部の上部機関が下部機関に示す命令＝訓令の一種で，条文の形式をとるものをいう。

義務教育

日本国憲法において，すべての国民は法律の定めるところにより等しく教育を受ける権利を有すると定められている。また保護者には，法律の定めるところによりその保護する子女に教育を受けさせる義務があると定められており，この規定に基づく教育が義務教育である。義務教育を行う学校は，小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部であり，これらを義務教育諸学校と呼ぶ。

キャリア教育

　児童・生徒が，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向け，必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して，キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら，自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育である。特別活動を要としつつ，学校の教育活動全体を通じて取り組むとされている。

休憩時間

　労働基準法第34条において休憩時間は次のように定められている。

１　１日の労働時間が６時間を超える場合には少なくとも45分間，８時間を超える場合には少なくとも１時間。

２　労働時間の途中。

３　一斉に与えなければならない。

４　休憩時間は労働者に自由にさせなければならない。

　従来，休憩時間の分割交代付与は行政官庁の許可が必要であるが，改正労基法では，労使協定に委ねるものとされた。具体的には，「労働者の過半数を組織する労働組合がある場合はその労働組合，ない場合は，労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合は，その限りではない。」と変更された。

　この規程変更は，休憩時間が他職場に比べ確保しづらい状況におかれている学校職場にとっては，大きな意味を持つといえる。

給特法（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）

　戦前官吏は無定量の勤務に服すべきものとされ，時間外勤務手当の概念は無かったが，昭和22年労働基準法制定により，公務員にも時間外勤務手当の導入が図られることとなった。しかし，教育公務員については，実態として時間外手当が支給されることはなく，不正常な状態が続いた。これは，長期休業中の勤務地を離れた研修の権利の問題や勤務時間外の活動が多いことなど，教員の勤務が単純に時間的な把握をしがたいという理由によるものであった。

　昭和46年に人事院は，義務教育諸学校の教員についてはその職務と勤務形態の特殊性を勤務時間の内外を問わずに一体的・包括的に評価することとして，教職調整額を新設して支給し，そのかわり時間外手当を支給しないこととする旨の意見をまとめた。これに基づき，本法が成立し，昭和47年から実施された。

「給与の支払い者」と「任命権者」，「服務監督権者」

石川県の小中学校に勤務する県費負担教職員の「給与の支払い者」は石川県知事，「任命権者」は石川県教育委員会，「服務監督権者」は市町教育委員会をいう。ちなみに，「給与の管理者」は石川県教育委員会教職員課長である。

　諸届等の提出先によって，あて先が異なり，混同しやすいので注意したい。

教育課程

学校の教育目的や教育目標を達成するために，児童・生徒の心身の発達に応じて，教育内容と授業時数との関連を総合的に組織した計画のことをいう。地域や学校の実態，児童・生徒の発達段階や特性に十分に配慮して，望ましい学習が展開されるように教科・科目・指導領域を設け，各学校において編成する。編成された教育課程は，年度始めに，教育委員会に届出，承認される。年度の途中で変更する場合も，同様とする。

教育公務員

　教育公務員は，教育公務員特例法第２条で定義されている概念である。地方公務員のうち，学校教育法第２条に定める学校であって同法第２条に定める公立学校の学長，校長，教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

教育公務員特例法

昭和24年１月，国家公務員法及び地方公務員法の特例法として，公立学校教員の特例的な身分取扱を規定するものとして誕生した。本法が成立するまでは，教員の身分は不安定なもので，地方自治法が施行され，教育委員会が発足しても「暫定官吏」という待遇であった。

本法は第３条で，国立学校の教員は国家公務員，公立学校の教員は地方公務員と規定し，身分が確立した。

教員免許更新制

平成21年４月，教員が定期的に新しい知識技能を身に付けることを目的として導入された。10年に一度，30時間以上の更新講習を受講・修了した後，都道府県教育委員会に申請することにより有効期限が延長されるものであった。

令和４年７月１日より本制度は廃止され，令和５年４月からは，教員の研修について記録作成を教育委員会に義務付け，校長が教員に指導助言する仕組みが始まった。なお，有効期限のある免許状は期限後もすべての都道府県において効力を有する。

グローバル化（Globalization）

　人や物，資金，情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んとなり，政治や経済などさまざまな分野での境界線がなくなり，相互依存の関係が深まっていく現象。

「契印」と「割印」

　「契印」とは，一つの書類が数枚の紙からできている場合や数個の書類を一つの書類として用いる場合に，それらが一つのまとまりをもっていることを証するため，つづり目又はつなぎ目にかけて印を押すことである。これに対し，数個の書類が相互に関連性を有する場合，このことを証するために両書類にまたがって印を押すことを，「割印」とよんでいる。

兼　　職

本職の他に職業を兼ねること。教育公務員は，教育に関する他の職を兼ね，又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には，給与を受け，又は受けないで，その職を兼ね，又はその事業若しくは事務に従事することができる。

　また，公務員は，任命権者の許可を受けなければ，営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社やその他の団体の役員を兼ね，若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み報酬を得る事業や事務に従事してはならない。

源泉徴収

　課税方法の１つで給与支払者が給与を支給する際にあらかじめ所得税を引き去る行為。

後期高齢者医療制度

　後期高齢者医療制度は，高齢者の医療費を安定的に支えるため，現役世代と高齢者が負担能力に応じて公平に負担することが必要であることから，75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として，平成20年４月に施行された。

　制度の独立化と都道府県単位で全市町村が加入する広域連合を設置することにより，「医療費の適正化」も視野に入れた制度となっている。

　患者の窓口負担医療費は１割（現役並み所得者は３割，一定以上所得のある方は２割）となり，窓口業務（申請受付，保険者証の引渡しなど）や保険料の徴収事務は市町村が行う。被保険者の資格管理，保険料の賦課，給付，財政運営などの事務は後期高齢者医療広域連合が行う。

　この制度の施行により，共済組合員の被扶養者であった75歳以上の人及び65歳から74歳までで一定の障害状態にあって広域連合の認定を受けた人は，被扶養者としての資格を失い，後期高齢者医療制度に加入することとなった。

校務分掌表

　学校運営組織を図表化した一覧。全職員の職務担当分担が明確に示されている。

国民年金の被保険者

　国民年金の被保険者は，国内に住所をもつ20歳以上の者が該当する（外国人も含む。）。

　第２号被保険者の配偶者は，年収130万円未満のとき第３号被保険者になる。

（下図参照）

　　＜国民年金の被保険者＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （強制加入）  第１号 | | 20歳以上 　　　 60歳未満 | 65歳未満 | 70歳未満 |
| 国内に住所のある者 |
| 第２号 | 厚生年金・共済組合の加入者（国内外） | | |
| 第３号  （任意加入）  第１号 | | 第２号保険者の被扶養配偶者 |  |
|  |
| 老齢年金受給資格期間に満たない人 |  |
| 海外在住の第１号被保険者 | |  |
|  |  |

個人情報保護法

　この法律は，個人情報の適正な取扱いが実現されるよう，行政に対して必要な措置を求めているほか，一定以上の件数の個人情報を体系的・継続的に保有する事業者に対し，取得や保存・利用に関する義務や，違反時の罰則などを定めている。また，民間の個人情報保護団体の認定条件や行動指針等も定められている。

　個人情報には氏名や住所，電話番号，生年月日などの基本的な情報のほか，顔写真やメールアドレス，ＩＤなど，他の情報と組み合わせれば個人を識別・特定できる情報やデータが含まれている。

国家賠償法

制定は昭和22年である。この法律は日本国憲法第17条「何人も，公務員の不正行為により，損害を受けたときは，法律の定めるところにより，国又は公共団体に，その賠償を求めることができる。」の条文に基づいて制定された。

国庫負担金

地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務で，国と地方公共団体相互に利害関係のある事務に要する経費について，国が経費の全部又は一部を負担する必要のあるものをいう。

　教育に関するものとしては，義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与費の支出，学校設備国庫負担法に基づく校舎の新増築等があげられる。

国庫補助金

　国が施策を行うため特別の必要があると認められるとき，また，地方公共団体の財政上の特別の必要があるときに限り，当該団体に交付するものをいう。

こども基本法

　こども施策を総合的に推進することを目的として制定された法律である。子どもを権利の主体として位置づけ，日本国憲法及び子どもの権利条約で定められた権利を総合的に保障している。また，施策に対する当事者らの意見反映や，関係者相互の有機的な連携の確保などを基本的施策として提示している。令和４年６月に成立し，令和５年４月から施行されている。

コンプライアンス（Compliance）

　法令遵守のことで，法律や社会的な常識・通念を厳密に守ること。一般には民間企業の監督官庁に対する贈賄や反社会的勢力との接触を禁止することを指す。

＜サ行＞

３６協定

労働者に法定労働時間を超えて労働させる場合や，休日労働をさせる場合に，労働者と結ぶ取り決めのことであり，労働基準法第36条に定められた労使協定であることから，通称「36（サブロク）協定」と呼ばれている。

資金前渡職員

　学校に配当されている公費，給与・旅費等の資金を前渡しする代表職員をいう。小中学校では，学校長及び事務長が任命されている。

悉皆研修（しっかいけんしゅう）

　職員として必ず受講しなければならない義務を負った強制的な研修。

住民税

　市町村民税と都道府県民税とを併せて，一般に「住民税」とよんでいる。個人住民税は，均等割（定額）と所得割（所得金額を基礎とする）からなり，普通徴収方式（給与所得者については特別徴収方式）がとられている。また，市町村民税と都道府県民税とは，市町村において併せて徴収している。法人住民税は，均等割（定額）と法人税割（法人税額を基礎とする）からなり，法人税の場合に準ずる申告納付方式がとられている。

承認研修（職専免研修）

　　　教育公務員特例法第22条第２項に基づく研修

　　　　第22条　教育公務員には，研修を受ける機会が与えられなければならない。

２　教員は，授業に支障のない限り，本属長の承認を受けて，勤務場所を離れて研修を行うことができる。

少人数指導

　例として，１学級を２つの学習集団に分割し，２人の教員でそれぞれ指導を行うといったように，学級の枠をはずし，少人数の学習集団を編制し，きめ細かな指導を行うこと。

「少年」と「児童」「年少者」

それぞれ年齢の低い者をさす言葉である。法律によって表現される年齢の範囲が異なるので留意する。

　たとえば，「少年」とは，少年法では20歳に満たない者をいい（２条），児童福祉法では小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう（４条）。「児童」とは，児童福祉法では18歳に満たない者をいうが（４条），労働基準法では15歳に満たない者をさす。また，学校教育法では小学校に就学している者をいい（26条），母子福祉法では20歳未満の者までをさす（５条）。「年少者」とは，労働基準法では18歳に満たない者と定めてある。

情報リテラシー（Information literacy）

　高度情報化社会に対応するために必要なパソコン活用能力，ネットワーク活用能力及びそれらを使いこなして意思伝達する能力の総体のこと。

条　　例

　条例は国の法律に対応する，自治体の議会で制定される基本的な法規である。住民の生活を拘束する重要な事項は規則，内規等で規制できず，必ず条例によらなければならない。それには以下のものがある。

１　罰則を含むもの。地方自治法第14条３項に基づき，条例違反者に懲役・禁固・罰金等の刑を科することができる。青少年健全育成条例などが該当する。

２　権力行政に関するもの。住民の権利を制限したり，義務を科したりするもので，放置自転車を撤去する自転車条例などが該当する。

３　住民への給付決定に関するもので，不服申し立ての原因となる事項。情報公開条例などが該当する。

４　その他，公の施設の設置，住民参加の審議会の設置など，地方自治法などで条例に基づくものと規定されている事項。

辞　　令

　人事に関する任免・給与の昇級等に際し，その旨を書いて本人に交付する文書。

人確法（学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法）

本法は，義務教育諸学校の教員給与を一般行政職員の給与水準を超えたものとし，人材面から教育のレベルアップを図ろうとしたものである。昭和41年，ＩＬＯとユネスコの共同勧告「教員の地位に関する勧告」が発表され，教育の進展は教員の資質・能力にかかっていることに留意して，「教育の仕事は専門職としてみなされるべきである」という趣旨のもとに，教師に専門職として社会的尊敬を受けるに足る労働条件・賃金等を保障することを求めた。これを契機に，中央教育審議会も昭和46年に，教員養成から採用後の再教育までの見直しと，人材確保のための給与改善，専門性や職務能力に見合った給与等級制度の見直しなどを答申した。当時の田中内閣は教員の給与改善に積極的で，昭和48年，本法法案を国会に提出し，その後いくつかの付帯条件を国会決議して，昭和49年に成立，施行された。

シンポジウム（Symposium）

　同一問題に，二人以上の講演者が違った面から意見を述べて，聴衆や司会者からの質問を受けて，講演者がそれに答えるという討論会のひとつの形式。

斉一型短時間勤務職員

　再任用短時間勤務職員，任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち，一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。

セキュリティポリシー（Security policy）

　各府省が所有する情報や情報システムなどの情報資産の情報セキュリティ対策について，各府省が総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。どのような情報資産をどのような脅威から，どのようにして守るのかについての基本的な考え方並びに情報セキュリティを確保するための体制，組織及び運用を含めた規定。

セクハラ（Sexual harassment）

　セクシュアル・ハラスメントの略。卑わいな冗談，私生活や容姿に対する性的発言，身体への不必要な接触など相手が望まない性的言動や嫌がらせ。

「遡及」と「追給戻入」（「そきゅう」と「ついきゅうれいにゅう」）

　「遡及」とは，給与や諸手当等を過去にさかのぼって調整することをいい，「追給戻入」とは，月の途中における採用・退職・育休・復職などにより，給料及び諸手当を調整することをいう。

組織マネジメント

　組織マネジメントは，「個人が単独でできない結果を達成するために，他人の活動を調整する一人ないしは，それ以上の人々の活動」，「求める目的に向かって，効率的・効果的に動くために，資源を統合し，調整すること」だと言われている。

　学校における組織マネジメントは，「学校内外の能力や資源を開発・活用し，学校に関与する人たちのニーズと適応させながら，学校教育目標を達成していく過程（活動）」を意味している。

　経営組織体が，単なる集団（人の集まり）ではなく，組織である条件とは，①社会的な存在，②目的を持ち，目標によって駆動，③人のコミュニケーションを通じた協働が前提，④意図的に構成され，調整されるシステム，⑤外部の環境と結びついたオープンシステム，の５つがあげられる。

＜タ行＞

第３号被保険者

　昭和61年４月に導入された基礎年金制度で，それまで国民年金に任意加入であった「会社員（第２号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦等）」も全員加入になった。これにより厚生年金や共済年金の加入者に扶養されている配偶者のうち20歳以上，60歳未満で年収130万円未満の層を第３号被保険者と呼んでいる。配偶者の保険料は厚生年金や共済年金の加入者全体で負担する形となっており，年収が130万円以下ならば配偶者本人の負担はない。

貸借対照表（balance sheet）

特定期日（決算期日）における企業の「資産と負債を対象表示」したもの。企業が調達した資本は負債（貸方）の部になり，このうち株主資本（内部負債＝自己資本ともいう）は資本，他人資本（外部負債）は負債に振り分けられる。一方，これらの資本を運用して得た資産は資産（借方）の部に挙げられる。資産と負債は必ず同額になるようにしてあることからバランスシートと呼ばれている。損益計算書，剰余金計算書，キャッシュフロー計算書とともに，最も重要な財務諸表である。

地方教育費調査

公立の学校を対象に，学校教育，社会教育，生涯学習関連及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費，授業料等の収入の実態を明らかにして，国と地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

平成21年度から，学校教育における公費に組み入れられない寄付金は調査対象外となり，市町立学校の学校教育費調査票は，市町教育委員会が作成・報告することになった。

地方公務員災害補償法

勤労者が，業務上の原因で負傷したり，病気にかかったりした場合の補償については，労働基準法が規定するところである。この規定を守り，勤労者の労働災害補償を十分なものとするためには，補償基金の確保が必要である。そこで，労働基準法の制定されたのと同じ昭和22年，「労働者災害補償保険法」が制定された。しかし，一般職の地方公務員については，労働基準法に基づく災害補償は適用されたが，労働者災害補償保険法には加入していなかった（ただし，現業職の地方公務員は加入していた）。また，国家公務員については，昭和26年から，「国家公務員災害補償法」が制定されて，別立ての補償となっていた。

　ところが，昭和40年度に労働者災害補償保険法に年金制度が導入されて補償が大幅に改善され，その適用を受ける現業職と適用されない一般職の地方公務員とでは補償に大きな差が生ずることとなってしまった。そのため，昭和42年，本法が制定されるに至った。

地方公務員法

職・任免・服務・労働関係など,地方公務員の身分取扱に関する基本的な事項を定めた法律。　　地方公務員に関する最初の法令は，明治11年の「府県官職制」に始まり，明治35年に「府県職員服務規律」，同44年に「市町村職員服務規律」が制定され，戦後も本法が成立されるまではこれらの法令が適用されていた。戦後の昭和21年，地方制度調査会が組織され，地方自治法の制定とともに，地方公務員法の制定も検討が始まった。そうした中で昭和22年，地方自治法がいち早く制定されたが，地方公務員法については当時の激しい労働運動の中で成立困難な状況が続き，昭和23年には，ＧＨＱ指令に基づいて公務員の団体交渉権と争議権を剥奪する内容の「政令201号」が出されて混乱が深まり，制定が引き延ばしされていった。

　ようやく制定されたのは昭和25年12月で，その内容は労働基本権がかなり制限されたものであった。また，成立後も直ちに全面施行されたわけではなく，昭和28年６月にようやく完全な施行を迎えた。

中央教育審議会

文部科学省に設置される審議会で文部科学大臣の諮問機関の一つである。教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項，スポーツの振興に関する重要事項について文部科学大臣に意見を述べる機能を持つ。

委員は30名以内で組織し，学識経験のある者のうちから文部科学大臣が任命する。

通学区域の弾力的運用

　平成９年１月，文部省（当時）は都道府県教育委員会教育長に次のような通知を出し，通学区域の弾力化を推進した。

１　各市町村において，地域の実態に即し，保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。

２　学校指定の変更や区域外就学については，市町村教育委員会において，地理的な理由や身体的な理由，いじめの対応を理由とする場合のほか，児童・生徒の具体的な事情に即して相当と認めるときには保護者の申し立てにより認めることができる。

３　通学区域制度や学校指定の変更，区域外就学の仕組みについては，入学期日等の通知など様々な機会を通じて，広く保護者に対して周知すること。

ティーム・ティーチング（Team teaching）

　複数の教員による指導形態。

統合型校務支援システム

教務系（成績処理，出欠管理，時数管理等）・保健系（健康診断票，保健室来室管理等），学籍系（指導要録等），学校事務系など統合した機能を有しているシステムを指す。成績処理等だけでなく，グループウェアの活用による情報共有も含め，広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステム。

独立行政法人

　行政改革の一環として国が提供している行政サービスをより効果的・効率的に行えるように国から独立させた組織で，平成12年４月に発足。

＜ナ行＞

任期付短時間勤務職員

　短時間勤務（育児等）により業務の処理が困難となるおそれがある場合には，当該業務に従事させるため，人事院規則で定めるところにより，当該短時間勤務に係る期間を任用の期間の限度として，任期を定めて任用される職員。

ねんきん定期便

　国民年金及び厚生年金保険に加入している組合員・年金待機者に，年金加入記録の確認や年金制度に対する理解を深めることを目的として，年１回公立学校共済組合より送付される。年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報が記載されている。

（ねんきん特別便）

　社会保険庁（当時）が公的年金の加入記録の確認を目的として，平成19年12月から平成20年３月までに加入者・年金受給者に送付した通知書。これに併せて，公立学校共済組合からも共済年金の加入記録の確認のため公務員共済ねんきん特別便が送付された。

ノーマライゼーション（Normalization）

　障害者など社会的にハンディキャップのある人が，そのあるがままの姿で他の人々と同じように生活し，活動のできる社会が正常とする思想。

＜ハ行＞

「場合」と「とき」「時」

どちらも仮定的条件を示すことばで，ふつうは，意味上の差はない。ただし，仮定的条件が二つ重なる場合は，大きい方の条件に「場合」を，小さい方の条件に「とき」を用いることになっている。

　「時」は文字どおり，時刻又は時間が問題になる場合だけに使われ，仮定的条件を表す場合には使われない。

働き方改革推進関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）

　平成31年の働き方改革推進法の施行により，労働基準法など複数の法律が順次改正された。これにより，勤務時間の上限規制の導入や非正規雇用労働者の待遇の確保など様々な改正がなされている。その中の１つとして，年10日以上の有給休暇が付与される者について，使用者が時季を指定して年５日以上の有給休暇を取得させることが義務付けられた。公務員についても同様の措置がとられているが，給特法の対象となる教育職員は対象外となっている。

パブリックコメント（Public comment）

　行政による規制の設定又は改廃，事業の実施にあたり，行政機関が原案を公表し，市民から意見や情報の提出を求め，その意見等をもとに検討後，最終意思決定を行う制度のこと。

バリアフリー（Barrier free）

　公共的建築物や道路，住宅などで，高齢者や障害者にも配慮された設計。

パワーハラスメント(Power harassment)

　権力や地位を利用した嫌がらせ。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし，本来の業務の範疇を超えて継続的に，人格と尊厳を傷つける言動を行い，就労者の働く環境を悪化させる，あるいは雇用不安を与える行為である。

ＰＤＣＡサイクル

　ＰＤＣＡサイクルとは，計画(Plan)を実行（Do）し，評価（Check）して改善（Act）に結びつけ，その結果を次の計画に活かすプロセス。欧米ではこの考え方を体系化したデミング博士の名前をとって，デミングサイクルとも呼ばれている。

標準報酬

共済組合の短期，長期の掛金等，介護掛金，育児休業手当金，傷病手当金などの短期給付の給付額，厚生年金保険給付・退職等年金給付の額の算定の基礎となるものであり，組合員の受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づき決定する。４月～６月の報酬（手当を含む）の平均額を標準報酬の等級に当てはめて標準報酬の月額を決定し，保険料（掛金負担金）・給付額等の算定基準とする。

フォーラム（Forum）

　フォーラム・ディスカッションの略。ひとつの問題提案について討論しあい，最後に多数決で賛否を決めるという討論会のひとつの形式。公開討論会。

服　　務

　「服務」とは，公務員の職務に服する義務のことをいう。その内容として，①職務の根本基準，②服務の宣誓，③法令及び上司の職務上の命令に従う義務，④信用失墜行為の禁止，⑤職務上知り得た秘密を守る義務，⑥職務に専念する義務，⑦政治的行為の制限，⑧営利企業等への従事制限などがある。

扶助費

　生活保護法，児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や，市町が単独で行う各種扶助のための経費。

「法定控除金」と「法定外控除金」

「法定控除金」とは，所得税，住民税，財形貯蓄，共済・互助会の掛金及び貸付金の合計をいい，「法定外控除金」とは，法定控除金以外の学校生協購入物資支払金，生協扱い団体保険や教職員共済掛金，組合費，校内引去り等の合計をいう。

「法令」と「法例」

　「法令」は，普通，法律と命令を併せて呼ぶ場合に使われる。国会によって制定される形式的意味の法律と，行政機関によって制定される政令，省令などの命令をさす。ときとして，地方公共団体の条例，規則や裁判所の規則を含める場合などもある。「法例」は，法規の適用関係に関して，その諸原理を定めたものである。現在は，多くの場合，総則又は通則の中に規定される。

骨太の方針

　政府の経済財政諮問会議が策定する長期的に取り組む構造改革の基本的な方針。平成13年６月に答申された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に際して，小泉首相が，聖域なき構造改革とともにキャッチフレーズ的に使用し，一般国民に浸透させた言葉であり，その後の内閣でも同様に策定されている。

「本則」と「附則」

「本則」とは，法令の本体的部分をいい，「附則」とは，本則に付属して施行期日，経過的措置，関連法令の改廃措置等を規定した付帯的部分をいう。

＜マ行＞

マイナンバー制度

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき，導入された制度で，日本に住民票のあるすべての国民に12桁の番号が割り振られ，税や年金，雇用保険等の行政手続きをスムーズに行おうとするものである。

「又は」と「若しくは」

どちらも選択的接続詞で，日常用語としては用法上に差はないが，法令用語としては，厳格に区別して用いられる。

　２つ以上のことばを単純に並列にする場合は，「法令，命令又は規則」というように「又は」が使われる。

　選択的接続が２段階になる場合は，小さい接続には「若しくは」を使い，大きい接続には「又は」を使う。「国若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員」というように用いる。

　接続の段階が３つ以上になる場合は，一番大きい接続だけに「又は」を用い，それより小さい接続は，何段階あっても「若しくは」でつなぐことになっている。

メンタルヘルス（Mental health）

心の健康管理をいう。技術の高度化，組織の複雑化，競争原理の強化等が進むにつれ人々の環境への適用が困難になってきており，日常の仕事や生活において心身に不調を訴える人が多くなっている。このため，産業界や労働組合でも身体の健康とあわせ，心身の健康に着目したメンタルヘルスを重要な課題として取り組みを進めているところが多くなっている。

「者」と「もの」「物」

法律上の人格を有するものの単数又は複数を表す場合には法令上，「者」を使う。

　ある行為とか利益等の主体となるものが，社団，財団の場合及び人格のない団体と人格を有するものの双方を含んでいる場合には，「もの」を使う。

　また，外界の一部をなす物件を表す場合には，「物」を使うが，法令用語としては必ずしも有体物には限らない。

＜ヤ行＞

ユニバーサルデザイン（Universal Design）

　社会に障壁（バリア）がないようにはじめから考慮して，いつでも誰でもが使いやすいものとするデザイン。

＜ラ行＞

稟議書（りんぎしょ）

　重要な案件（主に会計上）を合議の上，決定を得るための一定の文書。

＜ワ行＞

ワークショップ（Workshop）

　研究集会。専門家の助言を受けながら，参加者が共同で研究や創作を行う場。「参加型講習会」とも言い換えられる。

50の2

50の2

50の3